

個人向け

社会人の
学び直し、
スキルアップ
を支援！！

米子市社会人スキルアップ支援補助金 スキルアップ支援 補助金制度のお知らせ



米子市では、社会人のスキルアップ及び学び直しを支援するため、職業能力の開発及び向上に必要な講座等の受講に係る経費を補助します。**※予算の上限額に達し次第、受付は終了します。**

教育訓練講座等
の受講にかかる
費用の

※1人最大 **5** 万円または
10 万円限度 ※裏面参照

20%を補助します。

補助金の対象者

◆本市に住所を有する**社会人**の方（15歳以上で学生又は生徒でない方。公務員のうち任期の定めのない正規職員を除く。）

対象となる講座と経費

- ◆**対象講座**：厚生労働大臣指定教育訓練講座等
※**受講料が無料の職業訓練等に係る経費は対象外です。**
- ◆**対象経費**：入学料、受講料、教材費、その他市長が必要と認める費用の合計額（**検定料は対象外です。**）
※**他の補助金等がある場合は、差し引きます。**

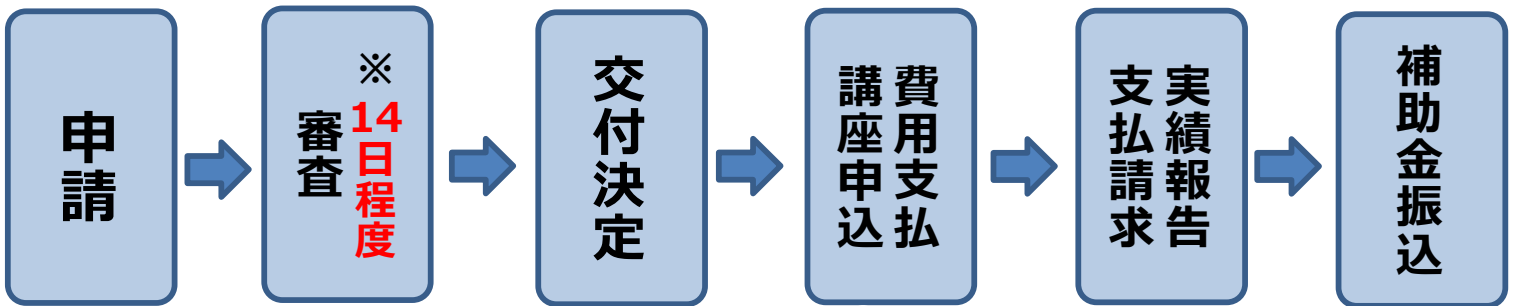


補助金に関する
市ホームページ



教育訓練講座
検索サイト

補助金の手続き



※**交付決定前の支払い分は対象外なので注意してください。**

※**受講される講座の合否が分かる前でも申請を受け付けますので、お気軽にご相談ください**

《お問合せ》米子市経済部商工課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
☎：0859-23-5216 / ✉：shoko@city.yonago.lg.jp

【裏面もお読みください】

申請をされる前に必ずお読みください

「米子市社会人スキルアップ支援補助金」 申請手続きに関する注意事項

1. 申請書をご記入のうえ、ご来庁ください。
記入方法や添付書類等については記入例をご確認ください。
2. 申請は同一年度で1回限り可能です。複数の講座を受講する場合は、経費を合算した金額をご記入ください。
3. 交付決定までに、2週間程度の期間を要します。受講料等の支払いの直前にご申請されると、交付決定が間に合わない場合がありますので、ご申請はお早目をお願いします。
なお、受講される講座の合否がわかる前でも申請は可能です。
4. 受講される講座が、次の(1)～(6)の分野に該当する場合は、補助金額の上限が10万円となります。それ以外の講座は上限5万円です。ご不明な点はお問い合わせください。

【上限10万円対象分野】

- (1)製造業/卸売業・小売業
- (2)医療福祉
- (3)建設業
- (4)運輸業
- (5)情報通信業
- (6)生活関連サービス/観光業

問い合わせ
米子市経済部商工課
米子市加茂町一丁目1番地
電話0859-23-5216